名称　中海大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　中海大橋橋梁灯（C二灯）の北北西方約五五メートル
北緯　三五―二七―〇七
東経　一三三―〇七―三二
廃止年月日　平成二十二年二月五日

○海上保安庁告示第八十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　日浦岬灯台
位置
所在地　北海道函館市（日浦岬）
北緯　四一―四三―三六
東経　一四一―〇三―一二
変更した事項
光度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月五日

○海上保安庁告示第八十一号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　伊勢湾第四号灯標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の南方約九・九キロメートル
北緯　三四―四〇―〇八
東経　一三六―五〇―二九
廃止年月日　平成二十二年二月八日

名称　伊勢湾第四号灯浮標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の南方約九・九キロメートル
北緯　三四―四〇―〇八
東経　一三六―五〇―二九
撤去年月日　平成二十二年二月八日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第八十二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　琉瑠璢港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（琉瑠璢港東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更した事項
名称　歯舞港琉瑠璢東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港琉瑠璢東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更年月日　平成二十二年二月八日

名称　温根元港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（温根元港北防波堤外端）
北緯　四三―二三―二四
東経　一四五―四七―一三
変更した事項
名称　歯舞港温根元北防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港温根元北防波堤外端）
北緯　四三―二三―二四
東経　一四五―四七―一三
変更年月日　平成二十二年二月八日

名称　横浜蛸根海洋観測灯標
位置
所在地　京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の東南東方約一・五キロメートル）
北緯　三五―二二―三一
東経　一三九―四〇―二九
廃止年月日　平成二十二年二月八日

○東北地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分
区間　敷地の幅員延長
宮古市大字金浜第七地割字船川原八番六から同市大字松山第六地割字下野二八番一まで　九・五〇～一〇七・〇〇メートル　五・三七七キロメートル
四　指定する期日　平成二十二年三月十八日

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百七十一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三号線
三　事業施行期間　自平成九年十一月二十八日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

名称　中海大橋橋梁灯（C二灯）
位置
所在地　中海大橋橋梁灯（P四灯）の北西方約五五メートル
北緯　三五―二七―〇七
東経　一三三―〇七―三二
廃止年月日　平成二十二年二月五日

名称　日浦岬灯台
位置
所在地　北海道函館市（日浦岬）
北緯　四一―四三―三六
東経　一四一―〇三―一二
変更した事項
光度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月五日

名称　伊勢湾第四号灯標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の南方約九・九キロメートル
北緯　三四―四〇―〇八
東経　一三六―五〇―二九
廃止年月日　平成二十二年二月八日

名称　琉瑠璢港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（琉瑠璢港東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更した事項
名称　歯舞港琉瑠璢東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港琉瑠璢東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更年月日　平成二十二年二月八日

名称　温根元港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（温根元港北防波堤外端）
北緯　四三―二三―二四
東経　一四五―四七―一三
変更した事項
名称　歯舞港温根元北防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港温根元北防波堤外端）
北緯　四三―二三―二四
東経　一四五―四七―一三
変更年月日　平成二十二年二月八日

名称　中海大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　中海大橋橋梁灯（C二灯）の北西方約五五メートル
北緯　三五―二七―〇七
東経　一三三―〇七―三二
廃止年月日　平成二十二年二月五日

○海上保安庁告示第八十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　日浦岬灯台
位置
所在地　北海道函館市（日浦岬）
北緯　四一―四三―三六
東経　一四一―〇三―一二
変更した事項
光度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月五日

○海上保安庁告示第八十一号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　伊勢湾第四号灯標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の南方約九・九キロメートル
北緯　三四―四〇―〇八
東経　一三六―五〇―二九
廃止年月日　平成二十二年二月八日

名称　伊勢湾第四号灯浮標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の南方約九・九キロメートル
北緯　三四―四〇―〇八
東経　一三六―五〇―二九
撤去年月日　平成二十二年二月八日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第八十二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　琉瑠璢港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（琉瑠璢港東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更した事項
名称　歯舞港琉瑠璢東防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港琉瑠璢東防波堤外端）
北緯　四三―二二―一九
東経　一四五―四八―三三
変更年月日　平成二十二年二月八日

名称　温根元港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（温根元港北防波堤外端）
北緯　四三―二三―二四
東経　一四五―四七―一三
変更した事項
名称　歯舞港温根元北防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（歯舞港温根元北防波堤外端）
北緯　四三―二三―二四
東経　一四五―四七―一三
変更年月日　平成二十二年二月八日

名称　横浜蛸根海洋観測灯標
位置
所在地　京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の東南東方約一・五キロメートル）
北緯　三五―二二―三一
東経　一三九―四〇―二九
廃止年月日　平成二十二年二月八日

○東北地方整備局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分
区間　敷地の幅員延長
宮古市大字金浜第七地割字船川原八番六から同市大字松山第六地割字下野二八番一まで　九・五〇～一〇七・〇〇メートル　五・三七七キロメートル
四　指定する期日　平成二十二年三月十八日

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百七十一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三号線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三号線
三　事業施行期間　自平成九年十一月二十八日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋